

鳥取県告示第704号

昭和55年鳥取県告示第60号（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について）の一部を次のように改正する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
第1 経営等改善資金						第1 経営等改善資金					
種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
操船作業省力化機器等設置資金	略	略	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業に従事する者の組織	略	略	操船作業省力化機器等設置資金	略	略	沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船	略	略
略	略	略	する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）並びにこれら	略	略	略	略	略	（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。以下この表及び第3の表において同じ。）を営む個人、沿岸漁業に従	略	略
燃料油消費節減器等設置資金	略	漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき24,000,000円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき1,	する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）並びにこれら	略	略	燃料油消費節減器等設置資金	略	漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき12,000,000円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき1,	（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。以下この表及び第3の表において同じ。）を営む個人、沿岸漁業に従	略	略

		200,000円	る沿岸漁業の経営の改善を促進するため <u>に普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の</u>
略			

		200,000円	事する者の組織する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）
略			

促進に
関する
法律
(平成
20年法
律第38
号。以
下「農
商工等
連携促
進法」
とい
う。)
第11条
第1項
の認定
中小企
業者
(以下
「認定
中小企
業者」
とい
う。)
又は認
定中小
企業者
が団体
である
場合に
おける
その直
接若し
くは間
接の構
成員が
農商工
等連携
促進法
第4条
第2項
第2号
ハに掲
げる措
置を行

	う場合 におけ る当該 認定中 小企業 者							
--	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--